

伊仙町物価高騰対策商品券取扱い事業者様へ

(商工会会員以外)

(商品券取扱い上の注意点)

- ① 商品券は以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできませんのでご注意ください。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (3) 国税、地方税や使用料などの公租公課
 - (4) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
 - (5) 公序良俗に反するもの
- ② 商品券に対するおつりを支払うことはできません。
- ③ 商品券の裏面に記載されている事項を遵守の上、適正に取扱いを行ってください。

(換金について)

- ・換金は伊仙町役場未来創生課の商品券事務局（役場2階）にて随時受け付けます。下記に注意の上、商品券をご持参ください。
- ・請求書に押印するための会社又は事業所の代表印、換金を申請に来られる方の身分証明書（免許証、健康保険証等）を持参してください（無い場合は受け付けできません）。
- ・登録申請書に記載された代表者以外の方が換金申請に来られる場合は委任状が必要です。（別紙委任状をご提出下さい。委任状が無い場合は受け付けできません。）
- ・換金期限は 11月20日（金）です。（商品券使用期限は R8/4/1（水）～R8/9/30（水）まで）
- ・事務局にて枚数確認後、請求書様式に記入・押印していただきます。

<商品券換金の流れ>

1.事務局へ商品券を持ち込む

↓

2.商品券の枚数を確認し、請求書へ必要事項を記入・提出

↓

3.指定口座へ振込み（提出から約 1～2 週間程度かかります）

伊仙町未来創生課
物価高騰対策商品券事務局
080-8811-9035